

# 2022 広報まえばし 3

掲載内容は新型コロナウイルス感染症の影響で変更する場合があります。最新情報は本市ホームページなどで確認してください。

4 ... 特集

4月から成年年齢引き下げ  
18歳から大人になります

7 ... 新型コロナワクチン接種  
3月分の予約を受け付けています

8 ... 地震への対策はしていますか  
もう一度身の回りの見直しを

11 ... 今年は節目の20周年  
ザスパクサツ群馬へ熱い声援を

13 ... HEADLINE

14 ... いきいきまえばし人・あぐりチャンネル

15 ... クローズアップ・新樹

16 ... お知らせ

20 催し、募集 21 スポーツ

23 講座・教室 24 税

25 事業者向け、その他の情報

27 子育て世代 28 健康、シニア世代

29 ... 休日当番医

## 今月のお知らせ



**本市の人口** (1月末日現在)

人口：33万2,980人 (-283)

世帯数：15万2,174世帯 (-123)

※ ( ) 内は前月比を表しています。



**今月の納税**

☎ 収納課 ☎027-898-6226

市税の納期一覧は右記二次元コードからご覧ください。



納期一覧

● 日曜・夜間納税相談窓口

3月20日(日) 8時30分~12時

3月28日(月) 17時15分~19時30分

📍 市役所収納課



年間予定表



## 今号の表紙

18歳から大人になるという特集に合わせて、4月から高3になる、現在高2の生徒にボルダリングジムのクライミングウォールを登ってもらいました。18歳でさまざまな責任を負うことになり、大人の壁が立ちはだかります。一手一手つかみ取って、その壁を登って行ってほしいという応援の思いを込めました。

(撮影協力：ボルダリングジム&コミュニティスペースIL (茂木町))

## 取材ノート

K'BIX元気21まえばしや前橋駅前のアクエル前橋内の高校生学習室でインタビューをしました。インタビューの直前、さっとスマホで調べて成人年齢引き下げの概要を把握したという高校生もいて、便利な時代だと改めて感じました。特集は18歳に集中した内容になっていますが、消費者トラブルは世代問わず起こり得るもの。トラブルに巻き込まれないためには、すぐに調べることや周囲に相談することが大切です。(滋野)

## 大切なお知らせ

### ローズタウンにサッカー施設 カインズが本市に寄付を決定

☎ 政策推進課 ☎027-898-6003

2月8日、本市とカインズが「企業版ふるさと納税を活用したプロスポーツ振興事業等に係る基本協定」を締結。サッカーグラウンドやクラブハウスなどを含めたサッカー施設をカインズが整備し、総額18億円(※)を本市に寄付することを決定しました。この施設はザスパクサツ群馬(関連記事11ページ)の練習場としての利用や、地域住民への貸し出しなど幅広い活用を想定。年内にグラウンド整備を着工し、来年中の利用開始を計画しています。

※物品寄付を含むため、事業の進み具合によって寄付金額が変動することがあります



サッカー施設イメージ

広告 広告内容に関する質問などについては、広告スポンサーに直接問い合わせてください。

## ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ

### ～補償金の支給制度について～

●令和元年11月22日に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。

●法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。



厚生労働省  
請求期限は、令和6年  
(2024年)11月21日まで

対象者	(ア) 配偶者(事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 1親等の姻族等(※1)であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方	補償金の額は、 180万円です。
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方 (カ) 2親等の姻族等(※2)であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方 (キ) 曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居していた方	補償金の額は、 130万円です。

●平成8年(1996年)3月31日までの間に、「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方」と(ア)～(キ)の関係にあったことがあり、現在、生存されている方。一部の家族関係の方は、同居の要件が必要となります。

※1 親・子の配偶者及び配偶者の親・子

※2 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫

厚生労働省 補償金担当窓口 ☎電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00~16:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病に関する情報ページ 🔍 検索

## さまざまな媒体で市政情報発信中!



ホームページ



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube



LINE



ひろメール



カタボケ